

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森川栄上告趣意書第一点は、刑法上因果関係論ハ最モ難解ニシテ学説自ラ分ル本件傷害致死ヲ処断スルニ於テモ相当因果関係説ヲ以テシテ被告人ノ行為ノミヲ致死ノ原因ト断スルヲ得ズ、第一審提出ノ書証検診医Aノ手記ニ拠レバ被害者Bハ老齡ニシテ骨質脆弱ナリ、殊ニ被害者ハ数年前胸部肋骨ノ折骨ト胸膜疾患ニ依リ強度ノ脆質ヲ加ヘ普通人ニ見ザル脆弱性骨質ナリ。指先ニテ少シノ力ヲ以テ押スモ尚破損スルニ至ル且又肋膜ハ複ニシテ二枚アリテ一枚ハ肺ヲ包ムガ通常人ナルニ之ガ癒着シテ柔弱ナル一枚ノ薄イ幕ナリ骨片ニテ容易ニ破傷シ肺出血ヲ惹起スル変質ヲ呈セリ、更ニ多量ノ飲酒ノ際ナリシヲ以テ出血甚シク遂ニ致死スルニ至ル、然ラバ被告人ノ加害行為ヲ以テシテハ通常人ナリセバ傷害ノ程度ニ至ラズ換言スレバ被告人ノ行為ハ傷害可能行為ニ非ザルニ被害者ノ共同原因ニ依リ傷害トナリ更ニ致死トナル。因果関係論上共同原因ト為ス被害者ノ先行的行為ニ依ル変体質ト飲酒ヲ本件処断ニ於テ重要ナル事実ト為スニ之ガ証拠調ヲ為サズシテ、原因関係ヲ審理探究スルコト無クシテ漫然被告人ノ非傷害可能行為ノミヲ以テ傷害致死ノ原因ナリトシテ処罪シタルハ審理不尽ニシテ破毀ヲ免レズと言ふのであるが、ある行為が原因となつて或る結果が発生した場合に其行為のみで結果が発生したのではなくて、他の原因と相まつて結果が発生した場合でも其行為は結果の発生に原因を与へたものと言ふべきであるから、被害者の体質が上告論旨の如く普通人よりも脆弱である為に死亡したものだとしても原判決の認定した被告人の行為は傷害致死の原因となつたものだと認定することは正当である。原判決はC作成の鑑定書並に証人D、同E、同F、同G等の供述を考へ合せて被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係のあることを認定したものであるから審理不尽と言ふことは当たらない。

同上第二点ハ凡ソ刑ノ量定ハ犯罪ノ体様動機結果犯人ノ性格改悛ノ情憫諒スベキ事由アリヤ否ヤ等ヲ斟酌シ、罪質ト社会的影響ヲ考慮シ教育的科刑ヲ目的トシテ諸般ノ事情ヲ綜合シテ裁定スベキモノトス。本件被告人ハ大正末期軍国主義旺盛ナル朝鮮統治時代ニ朝鮮巡查ヲ拝命シ、青年時代ノ思想訓練ハ奉公ノ精神ト至誠ノ職域ニ献身スルコトヲ臣道ナリト遵法セリ。職ヲ辞シテ帰郷シ町役場書記トシテ農事改良ノ部職ニ任セララルヤ依然トシテ奉公ノ赤心ハ変ラズ職務ノ成績ヲ尽サンノミ心ヲ用ヒ農林省補助金ノ使途ヲ誤リ流用シテ公金横領罪名ニ触レ前科ヲ受ケ執行猶予ノ判決ヲ付加セラレ猶予期間ハ無事経過シタリ、其間尚隣組常会長トシテ旧汚名ヲ雪ガントシテ一層ニ上司ノ命ヲ全シ戦時銃後ノ努メヲ為シタリ、本件犯行ノ動機ハ即チ右精神ノ発露ニ外ナラズ之ガ上司ノ移命ヲ完フシタルニ出ツ。犯行スルモ傷害致死ヲ予期セズ其ノ程度ニ至ラザル非傷害可能行為ガ被害者ノ脆弱性体質ト強度ノ飯酒ニ基因シテ共同原因トナリ致死ノ結果ニ至ル、誠ニ情状憫諒スルニ足ル、且又被害者ノ霊ヲ慰ムルニハ万全ヲ期シ遺族ノ親交旧倍シ社会批判ハ被告人ニ同情ガ集ル茲ニ於テコソ被告人ニ対シ刑法第二十五条ニ依リ執行猶予ノ言渡ヲ為スベキコトヲ相当トス、被告人ハ曩ニ前科アリ尚七年ヲ経過セズト雖モ該前科ハ刑ノ執行猶予期間満了ニ依リ刑ノ言渡ヲ受ケザルニ等シキ者ナルガ故ニ尚前科無キモノトシテ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ得ベキ資格ヲ有ス（泉ニ刑法総論九〇一頁）然ルニ原審ハ被告人ニ対シ懲役二年ノ実刑ヲ科シ刑ノ執行猶予ヲ言渡サザルハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スベキ顯著ナル事由アルモノニシテ刑事訴訟法第四百十二条ニ依リ破毀スルヲ相当ト信スと言ふが日本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律第十三条第二項により刑事訴訟法第四百十二条は適用しないことになったのであるから上告論旨は理由無きものである。

弁護人小野四郎上告趣意書は原判決中被告人は「同人をその場に突き倒おした上その左背部を数回蹴りつけ或は踏みつけて暴行を加え因つて肋骨々折肺臓損傷の傷

害を与へ、その結果気胸の続発に依る心臓衰弱を来たした為翌十七日午後七時二十分頃同町大字 a b 番地の右H方において同人を死亡するに至らしめたものである」とあり然れども医師Aの剖見事実によれば「一、被害者は高齢六十九歳にして骨質が非常に脆弱化せること即ち剖見に於て肋骨は細く極度に石灰化して断端がボロボロに碎けて居た点は加害者が極軽く触れる程度に蹴つても骨折を起して大事に至つた。之れが普通の人なら斯る大事には至らざりしならん、実際に於て老人の肋骨は指で压した程度で折れることがある。二、既往に肋膜炎を患つたことあり、肋膜が癒着して居たので一頓に肋膜を破り肺に至つた（普通は健全な肋膜は内板外板の二枚より成り各別になつて居るが、此人は癒着して一枚となつて居たこと）普通なら肺を破らずして済んだであらう」（記録二〇四丁）とあり被告人の暴行と被害者Hの死亡との間にH性来の羸弱が死亡の結果を容易ならしめたる事実が因果関係の成立を阻却すべきものにあらざともするも即ち因果関係を極端に拡張し、何等制限を附せざるものとするも右の如き重要事実に付因果関係成否の判断を遺脱したるは事実を不当に認定し若は理由不備の違法あり破毀を免れずと言うのであるが、森川弁護人上告趣意書第一点で説明した通り原判決は因果関係の成否の判断を遺脱したものでは無い。要するに上告理由は原判決の事実認定を非難するものであつて理由不備と言ふことは当らない。以上の理由は裁判官全員一致の意見であるので、刑事訴訟法第四百四十六条により主文の通り判決する。

検察官十蔵寺宗雄関与

昭和二十二年十一月十四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	谷	川	太	一	郎
裁判官	井	上		登		
裁判官	庄	野	理	一		

裁判官 島 保
裁判官 河 村 又 介